

人権に関する 丹波市民意識 調査（案）

【調査の 協力の お願い】

丹波市からのお願いです。

丹波市をよくするために、みなさんの 考えを 教えてください。

丹波市の18歳以上の2,000人に アンケートを 送っています。その中の ひとりにあ

なたを 選びましたので アンケートに 答えてください。協力を お願いします。

アンケートには 名前を 書きません。アンケートの 答えは 他の人に 言いませ
ん。心配しないでください。

令和7年 月

丹波市長 林 時彦

- 次の ページの「記入 についての お願い」を読んでから、記入して ください。
- 記入して いただいた 「調査票」は、同封の 返信用 封筒(切手は いりません)に 入れて、2025年 月 日 ()までに郵便ポストへ 入れて ください。
- この 調査は、インターネットからの 回答も できます。このあとに 書いてある URLか、四角いコード（二次元コード）を スマホなどで 読み取って ください。アンケートに アクセス できます。紙の アンケートと 同じ 質問に こたえてください。

オンライン回答用URL（やさしい日本語版）

<https://>

インターネットで 答えるときの しめきりは ○ 月 ○ 日です。

二次元
コード

この 調査に 関する お問い合わせは、下記へ お願いします。

丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所 まちづくり部人権啓発センター

電話 0795-82-0242 FAX 0795-82-4370

記入 ^{き に ゆ う} についての ^{ね が} お願い

- 必ず ^{かなら} 封筒の ^{ふうとう} あて名に ^な 書いてある ^か 人が ^{ひと} 回答して ^{かいとう} ください。
- この ^{ちようさひよう} 調査票の ^{ぶんしやう} 文章を ^よ 読むことが ^{むずか} 難しい人は、家族などに ^{ひと} 代わりに ^か 読むことを ^{ねが} お願いして ください。
- 回答は、選びたい ^{えら} 番号を ^{ばんごう} ○で ^{まる} 囲んだり、()に ^{かこ} 番号を ^{ばんごう} 書いて ^か ください。
- えんぴつや ボールペンなどで、^{こた} 答えを ^か 書いてください。

【問1】 次の 人権に 関わる 問題について、あなたは どれぐらい 関心が あります。1から3の番号に 1つ ○を つけて ください。

		関心がある かんしん	少し関心がある すこ かんしん	関心がない かんしん
1	女性の 人権問題 じょせい じんけんもんだい	1	2	3
2	こどもの 人権問題 じんけんもんだい	1	2	3
3	お年寄りの 人権問題 としよ じんけんもんだい	1	2	3
4	障がいの ある 人の 人権問題 しょうがい ある ひと じんけんもんだい	1	2	3
5	同和問題(部落差別)※1 どうわもんだい ぶらくさべつ	1	2	3
6	外国人の 人権問題 がいこくじん じんけんもんだい	1	2	3
7	アイヌ※2の 人たちの 人権問題 ひと じんけんもんだい	1	2	3
8	HIV(エイズ・ウイルス) 感染者の 人権問題 かんせんしゃ じんけんもんだい	1	2	3
9	ハンセン病 患者・元患者の 人権問題 びょうかんじゃ もとかんじゃ じんけんもんだい	1	2	3
10	刑を 終えて 出所した 人の 人権問題 けい お しゅつしや ひと じんけんもんだい	1	2	3
11	刑務所等における 被収容者の 人権問題 けいむしょとう ひしゅうようしや じんけんもんだい	1	2	3
12	犯罪被害者と その 家族の 人権問題 はんざいひがいしや かぞく じんけんもんだい	1	2	3
13	性同一性障害※3 や 同性愛など、性的マイノリティ (性的少数者) に関わる 人権問題 せいどういつせいしょうがい どうせいあい せいいてき せいできしょうしや	1	2	3
14	ホームレスの 人権問題 じんけんもんだい	1	2	3
15	インターネットを 悪用した 人権侵害の 問題 あくよう じんけんしんがい もんだい	1	2	3
16	労働者の 権利に 関する 問題 ろうどうしや けんり かん もんだい	1	2	3
17	若者の 就労促進※4・自立 支援に 関する 事柄 わかもの しゅうろうそくしん じりつ しえん かん ことがら	1	2	3

※1 同和問題(部落差別)とは 特定の 地域出身の 人びとに 対する 歴史的な 差別の 問題です。

※2 アイヌとは、昔 から 日本の 北に 住んでいて、独自の 文化を 持つ 先住民族です。

※3 性同一性障害とは 体の 男性・女性と、心の 男性・女性が ちがう 状態です。

※4 就労促進とは、仕事をする人を 増やすために 応援することです。

【問2】 あなたは、人権問題にかかわる 次のような **制度**や **法律**などを 知っていますか。1から3の番号に 1つ ○をつけて ください。

		内容も知っている	名前は知っている 内容は知らない	知らない
1	水平社 宣言（さべつを なくそうと 呼びかけた 言葉です） (1922)	1	2	3
2	世界 人権 宣言（世界の すべての人の 人権を 大切にする 約束です）(1948)	1	2	3
3	同和 対策 審議会 答申（差別を なくすために 日本が 出した 考え方です）(1965)	1	2	3
4	国際 人権 規約（世界の 国が 人権を 守るために 決めた 約束です）(1966)	1	2	3
5	人権教育 及び 人権 啓発の推進に 関する 法律（人権 を 大切に するために 学ぶことを 進める 日本の 法律で す）(2000)	1	2	3
6	障害を 理由とする 差別の 解消の推進に 関する 法律 [障害者 差別 解消法]（障がいがある人への 差別を なく すための 日本の 法律です）(2013)	1	2	3
7	本邦 外 出身者に対する 不当な 差別的言動の 解消に向 けた 取組の推進に 関する 法律[ヘイトスピーチ 解消の ための 法律]（特定の 国や 人を 悪く 言って 差別するこ とを なくすための 日本の 法律です）(2016)	1	2	3
8	部落 差別の 解消の 推進に 関する 法律[部落 差別 解消 推進法]（日本に ある 部落差別を なくすための 法律です）(2016)	1	2	3
9	丹波市 住民票の 写し等 本人 通知制度（あなたの 住民票を だれかが 取ったときに 知らせる 仕組みです） (2012)	1	2	3
10	児童虐待の 防止等に関する 法律（こどもを たいた り、ひどいことを しないように 守る 法律です）(2000)	1	2	3
11	高齢者 虐待の 防止、高齢者の 養護者に対する 支援 等に関する 法律（お年寄りが ひどい目に あわないう に、世話をしている 人も 助けるための ルールです） (2005)	1	2	3

12	丹波市 自治 基本 条例（市民と 市が いっしょに まちをつくるときの ルールです）（2012）	1	2	3
13	丹波市 男女 共同 参画 推進 条例（男女が 平等に いきいきと 暮らせるように するための ルールです）（2019）	1	2	3
14	第3次 丹波市 人権 施策 基本 方針（すべての 人が安心して 自分らしく 暮らせるように、人権を 大切に するための 考え方と ルールです）（2021）	1	2	3
15	性的指向 及び ジェンダーアイデンティティの 多様性に 関する 国民の 理解の 増進に 関する 法律（LGBT など、いろいろな 性の 生き方について、みんなが よく 知って、わかりあえるように するための 法律です）（2023）	1	2	3
16	丹波市 パートナリシップ 宣誓 制度（性別に 関わらず、お互いを 人生の パートナーとして 認め合う 二人を 市が 応援する 仕組みです）（2023）	1	2	3
17	丹波市 多文化 共生 推進 基本方針（様々な 文化や 多様性を 認め合いながら 外国人市民が 同じ 地域の 一員として 誰もが 安心して 暮らすために することを 書いた ものです）（2024）	1	2	3
18	特定電気 通信による 情報の 流通によって 発生する 権利 侵害等への 対処に関する 法律[情報 流通 プラットフォーム 対処法]（インターネットで 誹謗中 傷や 差別など 人権侵害となる 情報から 人々の 権利を守るため、大規模事業者に 早い 対応と どのように 対応したかが わかるように するための 法律です）（2025）	1	2	3
19	丹波市 こどもの 権利に 関する 条例（すべての こどもが 人権を 持つ 大切な 存在として、差別なく 自分らしく 成長し、幸せに 生きる 権利を 守るための ルールです）（2025）	1	2	3

【問3】 人権や 権利については、いろいろな 考え方が ありますが、あなたは どの ように お考え でしょうか。1から4の番号に 1つ ○を つけて ください。

		そう 思う おも	どちらか といえば そう 思う おも	あまり そう 思わ ない おも	そう 思わ ない おも
1	権利ばかり主張して、がまんすることの できない 人が 増えて いる	1	2	3	4
2	人権問題とは、差別を 受けて いる 人の 問題 であって、自分とは 関係が ない	1	2	3	4
3	思いやりや、やさしさを 持てば 人権問題 は 解決する	1	2	3	4
4	学校では、権利より、義務を 果たすことを 教え るべきだ	1	2	3	4
5	人権問題を 解決する 責任は、まず 行政に あ る	1	2	3	4
6	個人の 権利より、地域の みんなの 利益 が 優先されるべきだ	1	2	3	4
7	競争社会だから、能力による 差別が 生じるの は やむを得ない	1	2	3	4
8	差別する人だけでなく、差別される 人にも 問題 が ある	1	2	3	4
9	福祉制度に 頼る より、個人が もっと 努力す べきだ	1	2	3	4
10	差別を なくすには、差別を 禁止する 法律 が 必要だ と 思う	1	2	3	4
11	介護される側の 高齢者が、あまり 自己 主張す るのは よくない	1	2	3	4
12	今の 日本では、差別は もはや 深刻な 問題で は ない	1	2	3	4

【問4】 ^{つぎ} 次のような ^{いけん} 意見に対して ^{たい} あなたは ^{おも} どう ^{おも} 思われますか。1 から 4 の ^{ばんごう} 番号に ^{まる} 1 つ ^{まる} ○を ^{まる} つけて ^{まる} ください。

		そう 思う おも	どちらかといえ ば そう 思う おも	あまり そう 思わ ない おも	そう 思わ ない おも
1	^{いえ} その家の ^{しゃかい} 社会的な ^{みぶん} 身分や ^{ちい} 地位は ^{たいせつ} 大切にしたほ うが ^{よい} よい	1	2	3	4
2	^{じょせい} 女性が ^{どひよう} 土俵に ^{むかし} あがれないのは、昔から ^{まも} 守られ てきた ^き 決まりごと ^{だから} だから ^え やむを得ない	1	2	3	4
3	^{おおぜい} 大勢の人の ^{ひと} 考えや ^{かんが} 行動に ^{こうどう} あわせたほうが、 ^ま 間 違いがなく ^{あんしん} 安心だと ^{おも} 思う	1	2	3	4
4	^{けっこん} 結婚相手を ^{あいて} 決める時は、 ^き 本人の ^{とき} 気持ちを ^{ほんにん} 一番に ^き 決めて ^{かんが} 考えるのではなく、 ^{いえ} 家のことを ^{かんが} 考えて ^き 決めた ほうが ^{よい} よい	1	2	3	4
5	^{みな} 皆が ^{あつ} 集まり ^{やすければ} やすければ、 ^{ぶつめつ} 仏滅（よくないことが ^お 起こりやすいと ^{かんが} 考えられている ^ひ 日）に ^{けっこんしき} 結婚式を しても ^{かまわない} かまわない	1	2	3	4
6	^{じぶん} 自分が ^{なっとく} 納得でき ^{なければ} なければ、たとえ ^{みな} 皆が ^{やっ} やっ て ^{いることでも} いることでも、 ^{やりた} やりたいとは ^{おも} 思わない	1	2	3	4

【問5】 あなたは、過去5年ほどの間に 自分の 人権が 侵害されたと 思うことが ありましたか。1から4の番号に 1つ ○をつけて ください。

- 1 ある（あったと思う） → 【問6－1、2、3】へ
- 2 ない（なかったと思う） → 次のページの【問7】へ
- 3 わからない → 次のページの【問7】へ

【問6－1】 それはどのような 人権 侵害でしたか。次の中から 当てはまるものを 選んで ください。（○は いくつ つけても いいです）。

- 1 人が 私のことを 悪く 言ったり うそを 広めて 私の 評判が 悪く なった
- 2 国や 県や 市などが 運営する 組織から ひどい 扱いを 受けた
- 3 会社や 市民の 団体などから ひどい 扱いを 受けた
- 4 住んでいる場所、学校、仕事をすることで、たたく・けるなどの 暴力、こわがらせること、無理にやらせること、仲間に 入れないように することを された
- 5 家族からたたく・けるなどの暴力を受けた
- 6 性に関することで、いやなことを 言ったり、身体を さわられたりした
- 7 いやがっているのに、何回も 電話を かけたり、いつも後を ついてきたりした
- 8 仕事などで 力を使って いじめられたり いやな思いをした
- 9 あなたの 秘密や 大切なことを 勝手に 見たり 聞いたりされた
- 10 インターネットを 使って 私の 悪口を 書いたり、うそを広められた
- 11 その他(具体的に:.....)。

【問6－2】 それはどのような ^{り ゆ う}理由によるものでしたか。次の中から ^{つぎ なか}当てはまるものを ^{えら}選んで ^{まる}ください。(○は ^{まる}いくつ ^{まる}つけても ^{まる}いいです)。

- | | | |
|--|--|---|
| 1 ^{がくれき しゅつしんこう} 学歴・出身校 | 2 ^{しよくぎやう} 職 業 | 3 ^{しゅうにゅう ざいさん} 収 入・財産 |
| 4 ^{ぼ し ふ し かてい りやうしん} 母子・父子家庭、 ^{なし} 両 親 なし | 5 ^{しんたい しやう} 身体の 障 がい | 6 ^{ちてき しやう} 知的 障 がい |
| 7 ^{せいしん しやう} 精神の 障 がい | 8 ^{びやうき びやうれき} 病 気・病 歴 | 9 ^{どうわ ち く しゅつしん} 同和地区 出 身 |
| 10 ^{こくせき じんしゅ みんぞく} 国籍・人種・民族 | 11 ^{し そう しんじやう} 思想・信 条 | 12 ^{じよせい だんせい} 女性であること、男性であること |
| 13 ^{ようし み} 容姿・身なり | 14 ^{たい ほ はんざいれき} 逮 捕・犯 罪 歴 | 15 ^{しゅうきやう} 宗 教 |
| 16 ^{ねんれい} 年 齢 | 17 ^{どくしん り こん き こん} 独 身・離 婚・既 婚 | 18 ^{せいてき} 性的マイノリティ (LGBT) |
| 19 ^た その他 | | |

【問6－3】 ^{じんけんしんがい}人権侵害を ^う受けた時、あなたは ^{とき}どうされましたか。(○は ^{まる}いくつ ^{まる}つけても ^{まる}いいです)。

- 1 ^{ともだち どうりやう じやうし み ち か ひ と そうだん}友達・同僚・上司など 身 近 な 人 に 相 談 した
- 2 ^{か ぞ く しんせき そうだん}家族・親 戚 に 相 談 した
- 3 ^{ち い き じ ち か い ちやう みんせいじどういいん そうだん}地域の 自 治 会 長 や 民 生 児 童 委 員 に 相 談 した
- 4 ^{ほうむきよく じんけんようごいいん そうだん}法 務 局、人 権 擁 護 委 員 に 相 談 した
- 5 ^{けん し そうだんまどぐち そうだん}県 や 市 などの 相 談 窓 口 に 相 談 した
- 6 ^{けいさつ そうだん}警 察 に 相 談 した
- 7 ^{べん ご し そうだん}弁 護 士 に 相 談 した
- 8 ^{みんかん し え ん だんたい そうだん}NPO や 民 間 の 支 援 団 体 に 相 談 した
- 9 ^{しよくば そうだんまどぐち そうだん}職 場 の 相 談 窓 口 に 相 談 した
- 10 ^{あいて こう ぎ じ ぶ ん か い けつ}相 手 に 抗 議 する など 自 分 で 解 決 した
- 11 ^{なに}何 も し な か っ た
- 12 ^{た ぐたいてき}その他(具体的に:.....)。

【問7】 女性の^{じょせい}人権^{じんけん}に関して 次のような^{つぎ}意見^{いけん}があります。1から 4の^{なか}中で あなたの^{かんが}考えに 一番^{いちばん}近いものに 一つ^{ひと} ○を つけて ください。

		そう 思う ^{おも}	どちらか といえば そう 思う ^{おも}	あまり そう 思わない ^{おも}	そう 思わない ^{おも}
1	昇 ^{しょう} 給 ^{きゅう} ・昇 ^{しょう} 進 ^{しん} など、職 ^{しょく} 場 ^ば における 男 ^{だん} 女 ^{じょ} の 待 ^{たい} 遇 ^{ぐう} の 違 ^{ちが} いは やむをえない	1	2	3	4
2	男 ^{おとこ} は 仕 ^し 事 ^{ごと} を 持 ^も ち、女 ^{おんな} は やはり 家 ^か 庭 ^{てい} を 中 ^{ちゅう} 心 ^{しん} に 家 ^か 事 ^じ や 育 ^{いく} 児 ^じ を したほうが よい	1	2	3	4
3	性 ^{せい} 的 ^{てき} な 冗 ^{じょう} 談 ^{だん} も、時 ^{とき} には 職 ^{しょく} 場 ^ば の 潤 ^{じゆん} 滑 ^{かつ} 油 ^ゆ に な る	1	2	3	4
4	女 ^{じょせい} 性 ^{せい} が 組 ^そ 織 ^{しき} の 方 ^{ほう} 針 ^{しん} など の 決 ^け 定 ^{てい} に 参 ^{さん} 画 ^{かく} す る 機 ^き 会 ^{かい} が 少 ^{すく} ない(会 ^{かい} 社 ^{しゃ} の 管 ^{かん} 理 ^り 職 ^{しょく} 、自 ^じ 治 ^ち 会 ^{かい} 役 ^{やく} 員 ^{いん} が 少 ^{すく} ないなど)	1	2	3	4

【問8】 こども^{じんけん}の 人権^{かん}に 関^{つぎ}して 次のような^{いけん}意見^{いけん}があります。1から 4の^{なか}中で あなたの^{かんが}考えに 一番^{いちばん}近いものに 一つ^{ひと} ○を つけて ください。

		そう 思う ^{おも}	どちらか といえば そう 思う ^{おも}	あまり そう 思わない ^{おも}	そう 思わない ^{おも}
1	こども ^{こども} の しつ ^{しつ} けのためなら、時 ^{とき} には 親 ^{おや} が 体 ^{たい} 罰 ^{ばつ} を 加 ^{くわ} えることは やむをえない	1	2	3	4
2	いじめは、いじめられる側 ^{がわ} にも それなりに 問 ^{もん} 題 ^{だい} が ある	1	2	3	4
3	ほかに 頼 ^{たよ} れる人 ^{ひと} が いなければ、家 ^か 族 ^{ぞく} の 介 ^{かい} 護 ^ご や 世 ^せ 話 ^わ のため、こども ^{こども} が 学 ^{がく} 校 ^{こう} を 休 ^{やす} むのは やむを え 得 ^え ない	1	2	3	4
4	こども ^{こども} は 経 ^{けい} 験 ^{けん} が 少 ^{すく} なく、大 ^お 人 ^{とな} の 意 ^い 見 ^{けん} の 方 ^{ほう} が 正 ^{ただ} しいこと ^{こと} が 多 ^{おほ} いので、こども ^{こども} の 意 ^い 見 ^{けん} を 聞 ^き く 必 ^{ひつ} 要 ^{よう} はない	1	2	3	4

【問9】 障がいのある 人の人権に関して 次のような 意見が あります。1 から 4 の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

		そう 思う おも	どちらか といえば そう 思う おも	あまり そう 思わ ない おも	そう 思わ ない おも
1	多動の こどもが、じっとすることが できないこ とを「親の しつけが 悪い」というのは 間違っ ている	1	2	3	4
2	企業には 障がい者の 法定 雇用率が 定めら れているが、利益が 第一なのだから、雇用が 進 まなくても 仕方が ない	1	2	3	4
3	精神に 障がいの ある人に対しては、なんと なく 不安を 感じる	1	2	3	4
4	障がいの ある人に 対して、特別な 配慮を 提 供するのは、当然だと 思う	1	2	3	4

【問10】 にほん 日本における がいこくじん 外国人の じんけん 人権に かん 関して つぎ 次のような いけん 意見が あります。
 。1 から 4 の なか 中で あなたの かんが 考えに いちばん 一番 ちか 近いものに ひと 一つ まる ○を つ
 けて ください。

		そう 思う おも	どちらか といえ ば そう 思う おも	あまり そう 思わ ない おも	そう 思わ ない おも
1	がいこくじん 外国人だからという りゆう 理由で、 ちんたいじゆうたく 賃貸住宅へ の にゆうきよ 入居を ことわ 断る ふどうさんぎやうしゃ 不動産業者が いるの は やむを得ない	1	2	3	4
2	にほん 日本の がっこう 学校に かよ 通う がいこくじん 外国人の こどもたち が、 じぶん 自分の くに 国や みんぞく 民族の ことば 言葉や ぶんか 文化を がくしゅう 学習す る きかい 機会を ほしやう 保障すべきだ	1	2	3	4
3	はたら 働いている がいこくじん 外国人に、 こやうしゃ 雇用者が、 しよくば 職場で つうしやうめい 通称名 (にほんめい 日本名)の使用を しやう 求めるのは やむを得ない	1	2	3	4
4	くに 国や じちたい 自治体は、 がいこくじん 外国人に たい 対する はいとスピーチ ヘイトスピーチを く 繰り返す かえ 団体に、 だんたい 毅然とした きぜん 態度を たいど とるべきだ	1	2	3	4

【問11】 高齢者の 人権に 関して 次のような 意見が あります。1 から 4 の
 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください
 。

		そう 思う おも	どちらかといえば そう 思う おも	あまりそう 思わない おも	そう 思わない おも
1	お年寄りが 一人暮らしを 理由に、アパート や マンションなどの 入居を 断られるの は やむを得ない	1	2	3	4
2	判断能力が 下がって いる お年寄りの 行動 を、家族が 制限するのは やむを得ない	1	2	3	4
3	住み慣れた家に 暮らし続けたいという お年寄り の 意思は、家族の 都合 より 優先されるべき だ	1	2	3	4
4	年をとった親の 介護のために、転職や 離職する ことになるのは やむをえない	1	2	3	4

【問12】 性的 少数者の 人権に 関して 次のような 意見が あります。1 から 4 の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

		そう 思う おも	どちらかといえば そう 思う おも	あまりそう 思わない おも	そう 思わない おも
1	同性同士の 結婚も 認められるべきだ	1	2	3	4
2	自分の こどもから 同性愛者だと 打ち明けられて も 親として こどもの側に 立ち 力に なる	1	2	3	4
3	企業は、社員の パートナーが 同性であっても、 配偶者として 処遇すべきだ	1	2	3	4
4	学校や 職場を、性的 マイノリティ(性的 少数者) も 安心して 過ごせる環境に していく 必要が ある	1	2	3	4

【問13】 インターネットによる人権 侵害に関して 次のような 意見が あります。1から 4の 中で あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○ を つけて ください。

		そう思う おも	どちらかといえば そう思う おも	あまりそう思わない おも	そう思わない おも
1	表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	1	2	3	4
2	ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報の公開停止・削除を求めるべきだ	1	2	3	4
3	差別を扇動するような書き込みを行った者に対しては、処罰をする法整備が必要だ	1	2	3	4
4	SNS（X、Facebook、Instagram）などに書き込むとき、個人の意見であれば、情報が正しいかどうかまでは確認する必要はない	1	2	3	4

【問14】 あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手としてどのような条件を重視しますか。相手が女性の場合、男性の場合について、とくに重要だと思われるものをそれぞれ3つ選び、()内に番号を記入して ください。

- | | | | |
|-------|-------|---------|-----------|
| 1 職業 | 2 性格 | 3 家庭環境 | 4 収入・財産 |
| 5 容姿 | 6 実行力 | 7 思想・信条 | 8 趣味・特技 |
| 9 健康 | 10 学歴 | 11 家事能力 | 12 教養・センス |
| 13 宗教 | | | |

相手が女性の場合 … () () ()

相手が男性の場合 … () () ()

【問15】 問14 で選んだ 条件を 満たして いる お子さんの 結婚相手が、
 次のような 人であった 場合、あなたは どのような 態度を と
 ると 思いますか。あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つ
 けて ください。

【相手が 女性の 場合】

		賛成 さんせい	どちらかといえば さんせい	どちらかといえば 反対 はんたい	反対 はんたい
1	身体に 障がいの ある 人	1	2	3	4
2	精神に 障がいの ある 人	1	2	3	4
3	親や 本人などが 同和地区で 生まれ 育つ た 人	1	2	3	4
4	在日 外国人	1	2	3	4
5	刑を 終えて 出所した 人	1	2	3	4

【相手が 男性の 場合】

		賛成 さんせい	どちらかといえば さんせい	どちらかといえば 反対 はんたい	反対 はんたい
1	身体に 障がいの ある 人	1	2	3	4
2	精神に 障がいの ある 人	1	2	3	4
3	親や 本人などが 同和地区で 生まれ 育つ た 人	1	2	3	4
4	在日 外国人	1	2	3	4
5	刑を 終えて 出所した 人	1	2	3	4

【問16】 もし あなたが 家や 土地を 購入したり、マンション・アパートを 借りることに なった 場合、同和地区や 同じ 小学校 区内の 物件は 避けることが あると 思いますか。あなたの 考えに 一番 近いものに 一つ ○を つけて ください。

- 1 同和地区の 物件は 避けると 思う → 【問17】へ
- 2 同和地区の 物件だけでなく、同じ 小学校 区内の 物件も 避ける と 思う → 【問17】へ
- 3 いずれに あっても こだわらない → 【問18】へ

【問17】 問16 で、「1」「2」と答えた方にお聞きします。あなたは なぜ その ように 思うのですか。(○は いくつでも)

- 1 自分も 同和地区 出身者 とされるから
- 2 周りの人から 避けたほうが よいと 言われるから
- 3 その他 ()

【問18】 同和问题(部落差別)の 解決に 対する あなたの お考えは どれに 近い ですか。(○は いくつでも)

- 1 これは、同和地区の人の 問題だから、自分には 関係が ない
- 2 自分では どう しょうも ない 問題だから、なりゆきに まかせる
- 3 人権に 関わる 問題だから、自分も 解決に 向けて、何らかの 努力をする
- 4 そっとして おけば 自然に なくなる
- 5 わからない

【問19】 あなたは、^{どうわ ち く}同和地区や^{どうわ ち く}同和地区の ^{ひと}人びとに対して、^{たい}現在、^{げんざい}次のことについて ^{さ べ つ}差別が ^{おも}あると ^{かんが}思いますか。それぞれについて、1から5のいずれかで ^{かんが}あなたの ^{も っ と}お考えに ^{ち か}最も ^{まる}近いものに○をつけて ください。

		明 ^{あき} らかな差別 ^{さ べ つ} がある	どちらかといえ ^{さ べ つ} ば差別 ^{さ べ つ} がある	ほとんど差別 ^{さ べ つ} はない	差別 ^{さ べ つ} はない	わ ^{さ べ つ} からない
1	^{にちじょう} 日常の ^{こうりゅう} 交流や ^{こうさい} 交際	1	2	3	4	5
2	^{しゅうしょく} 就 職 について	1	2	3	4	5
3	^{けっこん} 結 婚 について	1	2	3	4	5
4	^{ひ こ} 引 っ 越 し や ^{じゅうたく} 住 宅 の ^{こうにゅう} 購 入 に 際 し て ^{さい}	1	2	3	4	5
5	インターネットで ^{さ べ つ て き} 差別的な ^{じょうほう} 情 報 を ^{ひろ} 広める	1	2	3	4	5

【問20】 あなたは、^{がっこう}学校で ^{じんけんもんだい}人権問題(同和問題や ^{しょう}障がい者、^{しゃ}女性、^{じょせい}外国人 ^{がいこくじん}の ^{じんけん}人権など)について、^{じゅぎょうとう}授業等で ^{まな}学んだ ^{けいけん}経験が ^{まる}ありますか。(○は ^{いくつでも}いくつでも)

- 1 ^{しょうがっこう}小学校で ^{まな}学んだ
- 2 ^{ちゅうがっこう}中学校で ^{まな}学んだ
- 3 ^{こうこう}高校・^{こうとう}高等 ^{せんしゅうがっこう}専修学校で ^{まな}学んだ
- 4 ^{たんだい}短大・^{だいがく}大学・^{せんもんがっこう}専門学校(それ以上の ^{いじょう}学校も ^{がっこう}含む)で ^{まな}学んだ
- 5 はっきりと ^{おぼ}覚えて ^{いない}いない
- 6 ^{がっこう}学校で ^{まな}学んだ ^{けいけん}経験は ^{ない}ない

【問21】 人権問題^{じんけんもんだい}についての 研修会^{けんしゅうかい}や 啓発資料^{けいはつしりょう}について、あなたの 参加^{さんか}状況^{じょうきょう}や 関心度^{かんしんど}に もっとも 近いもの^{ちか}に○をして ください。(それぞれ、○は1つだけ)

- 1 人権問題^{じんけんもんだい}に関する 啓発冊子・パンフレット・広報紙^{こうほうしとう}等の 記事^{きじ}
① よく 読む^よ ② 時々^{ときどき} 読む^よ ③ あまり 読まない^よ ④ 全く^{まった} 読まない^よ
- 2 市や 学校^{がっこう}が 開催^{かいさい}する 講演会^{こうえんかい}や 研修会^{けんしゅうかい}
① 参加^{さんか}したことが ない ② 1～2回参加^{かいさんか}した ③ 3～5回参加^{かいさんか}した
④ 6回以上参加^{かいじょうさんか}した
- 3 職場^{しょくば}で 行^{おこな}われる 研修会^{けんしゅうかい}
① 受^うけたことが ない ② 受^うけたことが ある ③ よく 受^うけた
- 4 自治会単位^{じちかいたんい}で行^{おこな}われる 住民人権^{じゅうみんじんけん} 学習会^{がくしゅうかい}
① 参加^{さんか}したことが ない ② 1～2回参加^{かいさんか}した ③ 3～5回参加^{かいさんか}した
④ 6回以上参加^{かいじょうさんか}した
- 5 市民団体^{しみんだんたい}の 主催^{しゅさい}による 講演会^{こうえんかい}・研修会^{けんしゅうかい}・研究大会^{けんきゅうたいかい}
① 参加^{さんか}したことが ない ② 1～2回参加^{かいさんか}した ③ 3～5回参加^{かいさんか}した
④ 6回以上参加^{かいじょうさんか}した

【問22】 前問(問21) 2～5 の 講演会^{こうえんかい}や 研修会^{けんしゅうかい}、学習会^{がくしゅうかい}、研究大会^{けんきゅうたいかい}の いずれにも 参加^{さんか}されなかった方に、おたずねします。どんな 理由^{りゆう}で 参加^{さんか}されなかったのですか。(○は3つまで)

- 1 開催^{かいさい}されて いるのを 知^しらなかった
- 2 忙^{いそが}しくて 時間^{じかん}的に 無理^{むり}だった
- 3 自分^{じぶん}で 学習^{がくしゅう}をして いるため
- 4 同じような 内容^{ないよう}で 新鮮味^{しんせんみ}が ない
- 5 人権問題^{じんけんもんだい}に 関心^{かんしん}が ない
- 6 人権問題^{じんけんもんだい}のことは よく 知^しって いる(参加^{さんか}するまでも ない)
- 7 時間帯^{じかんだい}が あわない
- 8 自分^{じぶん}には 関わり^{かか}りが ない

【問23】 あなたが^{じんけんもんだい}人権問題の^{りかい}理解を^{ふか}深めるのに^{やくだ}役立ったものは何ですか^{なん}。
 (○は3つまで)

- 1 ^し市や^{がっこう}学校が^{かいさい}開催する^{こうえんかい}講演会や^{けんしゅうかい}研修会
- 2 ^{がっこう}学校の^{じゅぎょう}授業や^{ホームルーム}ホームルーム、^{とくべつ}特別^{かつどうとう}活動等での^{どうわ}同和^{きょういく}教育や^{じんけん}人権^{きょういく}教育
- 3 ^{しょくば}職場で^{おこな}行われる^{けんしゅうかい}研修会
- 4 ^{じち}自治会単位で^{おこな}行われる^{じゅうみんじんけん}住民人権^{がくしゅうかい}学習会
- 5 ^{しみんだんたい}市民団体の^{しゅさい}主催による^{こうえんかい}講演会・^{けんしゅうかい}研修会・^{けんきゅうたいかい}研究大会
- 6 ^{じんけん}人権^{けいはつさつし}啓発冊子・^{こうほうし}パンフレット・^{きじ}広報紙の^{きじ}記事
- 7 ^{しはん}市販の^{じんけん}人権に関する^{ほん}本や^{ざっし}雑誌
- 8 ^{テレビ}テレビ・^{ラジオ}ラジオの^{ニュース}ニュースや^{ばんぐみ}番組、^{しんぶん}新聞
- 9 インターネット
- 10 ^{じんけんもんだい}人権問題^{について}についての^{かぞく}家族や^{ゆうじん}友人^{との}との^{はな}話し合い^あ
- 11 ^{ボランティア}ボランティア^{かつどう}活動への^{さんか}参加
- 12 その他(具体的に：)

【問24】 ^{じんけんようごいいん}人権擁護委員について おたずねします。

		はい	いいえ
1	^{じんけんようごいいん} 人権擁護委員が ^{たんばし} 丹波市内に ^し いることを ^し 知って ^{いますか} いますか	1	2
2	^{じんけんようごいいん} 人権擁護委員が ^{じんけんもんだい} 人権問題の ^{はなし} 話を ^き 聞いて ^{かんが} いっしょに ^{かんが} 考えて ^{くれる} くれる ことを ^し 知って ^{いますか} いますか	1	2

【問25】 さいご最後に、あなたご自身じしんのことについて おたずねします。

(1) あなたの性別せいべつを選んでください(あなたが にんしき認識されて いる 性別)

- 1 女性じよせい 2 男性だんせい 3 答えたくない

(2) あなたの年齢ねんれいを選んでください

- 1 18～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳
4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上

(3) あなたの 職業しよくぎょうを選んでください(○は1つだけ)

- 1 自営業 2 公務員・教員 3 企業・団体の 経営者・管理者
4 企業・団体の 勤め人(従業員30人以上)
5 企業・団体の 勤め人(従業員30人未満)
6 自由業・専門職(弁護士、医師、著述業、芸術家、宗教家等)
7 学生
8 家事 従事者
9 無職(8以外の方)
10 その他

(4) ご自身じしんの 生活せいかつの 程度ていどは、世間一般せいけんいつぱんから みて、どのようだと おもいますか。次つぎの中から 一番いちばん あてはまるものを 選んで ください。(○は1つだけ)

- 1 上 2 中の上 3 中の中
4 中の下 5 下 6 わからない

【意味】

上	比較的 豊かな 暮らし
中の上	安定した 暮らしの 中でも、やや 余裕がある
中の中	一般的な 暮らし／人並みの 生活
中の下	やりくりを 意識した 生活／多少の 制約がある 暮らし
下	慎ましい 暮らし／生活に 制限がある 状態

(5) あなたの ^{こくせき}国籍(等)を ^{えら}選んで ください

1 ^{にほん}日本

2 ^{ちゅうごく}中国

3 ベトナム

4 ^{かんこく}韓国・^{ちようせん}朝鮮

5 その他 (^た)

【問26】 ^{じんけんもんだい}人権問題について、^{ふだんかんが}普段考えて おられること、^き気に なって いる
こと、^{いけんとう}ご意見等がございましたら、^{じゆう}ご自由に ^かお書き ください。

^{きょうりよく}ご協力 ありがとうございました。^{ちようさひよう}調査票は ^{どうふう}同封の ^{へんしんよう}返信用 ^{ふうとう}封筒に ^い入れて ^いポストに ^い入れて ください。